

○高齢者講習等実施要領の制定について（例規通達）

平成26年5月29日

佐本運免発第146号

改正 平成29年3月10日／佐本交企発第40号／佐本交指発第59号／佐本運免発第74号／

平成30年3月23日佐本運免発第97号

令和2年7月28日佐本運免第292号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項及び第101条の7第1項に規定する認知機能検査（以下「検査」という。）、第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）及び第101条の4第3項に規定する書面の送付に係る事務（以下「情報提供事務」という。）については、高齢者講習等実施要領の制定について（平成21年5月29日付け佐本運免発第78号ほか。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、道路交通法（以下「法」という。）が改正されたこと等に伴い、この度、新たに下記のとおり定め、平成26年6月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、本通達の運用開始に伴い廃止する。

記

第1 講習等の委託等

- 1 検査及び高齢者講習（以下「講習等」という。）は、法第108条第1項及び第108条の2第3項の規定により、次の基準を満たす指定自動車教習所又は届出自動車教習所で佐賀県公安委員会の委託を受けたもの（以下「受託教習所」という。）に実施させることができる。
  - (1) 講習等を適正かつ円滑に実施するために必要な能力を有する者で、2(2)に掲げる要件を満たす認知機能検査員（以下「検査員」という。）及び2(3)に掲げる要件を満たす高齢者講習指導員が、原則として、それぞれ2人以上置かれていること。
  - (2) 講習等を実施するために必要な施設、コース、自動車等（普通自動車、普通自動二輪車及び原動機付自転車）、運転適性検査器材その他の施設、設備を有し、かつ、高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が確保されていること。
  - (3) 講習等を適正かつ確実に行うために必要な財政的基盤を有すること。
  - (4) 講習等の業務以外の業務を行っている受託教習所については、当該業務を行うことにより講習等を公平に実施できないこととなるおそれがないこと。
  - (5) 都道府県公安委員会の卒業証明書又は修了証明書の発行禁止処分等を一定期間受

けていないこと。

2 講習等は、次に掲げる条件を付して行うものとする。

(1) 講習等は、この要領に定めるところに従って実施すること。

(2) 検査員は、次の要件を備えた者とする。

ア 25歳以上の者であること。

イ 佐賀県公安委員会において直接検査を実施するときは、警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者であること。

ウ 委託により検査を実施するときは、検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会が行う認知機能検査員講習を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会が行う審査に合格した者であること。

(3) 高齢者講習指導員は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項第1号及び第2号に規定するほか次の要件を備えた者とする。

ア 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

(イ) 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(ウ) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は自動車等の運転に関し、法に規定する罪（（イ）に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

イ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 都道府県公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、aに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

a 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

b 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。）を用いた講習を指導する指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

c 都道府県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、a又はbに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

ウ 次のいずれかに該当する者であること。

なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であった者については、都道府県公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。））を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下、「改正法」という。）施行に伴う補充講習を受けていること。また、平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、改正法施行前の高齢者講習指導員であったものについては、改正法施行に伴う補充講習を受けていること。

(ア) 都道府県公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(イ) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修）を終了した者

3 受託教習所は、委託契約に際しては、検査員及び高齢者講習指導員となろうとする者

の氏名、住所及び要件を充足することを明らかにしておくこと。

- 4 受託教習所が、委託契約の内容に違反し、又は受託教習所としてふさわしくない行為があった場合は、委託契約を解消するものとする。

## 第2 講習等の場所及び日時

- 1 講習等は、講習等を行うために必要な設備を有する施設において実施するものとする。
- 2 講習等を行う日は、別に指定するものとする。

## 第3 情報提供事務

- 1 情報提供事務は、法第108条第1項の規定により佐賀県公安委員会の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）に行わせることができる。
- 2 情報提供事務は、検査を受検し、検査結果に応じた高齢者講習を受講する必要がある者（以下「検査該当者」という。）及び高齢者講習を受講する必要がある者（検査該当者は除く。以下「受講該当者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「高齢者講習等連絡書」という。）を送付するものとする。

- (1) 検査該当者又は受講該当者の住所、氏名及び免許証番号
- (2) 講習等の手数料
- (3) 講習等の予約方法
- (4) 講習等の時間
- (5) 検査該当者については、高齢者講習前に検査を受けなければならない旨
- (6) その他注意事項

- 3 運転免許課長は、受託者に対し、検査該当者及び受講該当者に係る高齢者講習等連絡書を送付するものとする。

- 4 3の送付を受けた受託者は、検査該当者及び受講該当者に対し、当該該当者の運転免許証の更新期間が満了する日の6か月前までに到着するように送付するものとする。

- 5 高齢者講習等連絡書が、受取人住所不明等のため、返送されてきた場合の再送付は行わない。この場合、当該連絡書を送付の日から起算して1年間、運転免許課において保管しておくものとする。

## 第4 講習等の予約等

- 1 検査該当者及び受講該当者からの講習等の予約を受理したときは、別に定める申込みメモ等を作成、記録し、講習等の確実を期すものとする。
- 2 検査該当者及び受講該当者が予約した講習等予定日の変更を申し出たときは、講習等の期間内で変更に応じるものとする。

## 第5 講習等の実施、実施後の手続き及び結果の報告等

講習等は、別に定めるところにより実施するものとする。

## 第6 指導監督

- 1 運転免許課長は、講習等の内容、方法及び講習用教材の研究開発並びに講習等が効率的かつ効果的に行われるよう受託教習所を指導監督するものとする。
- 2 運転免許課長は、必要に応じ、受託教習所に対し、所要の報告、資料の提出等を求めるなどして、講習等の実施状況を調査するものとする。